

市有動産売却一般競争入札申込要領

1 入札物件

入札物件の詳細については、8～11 ページに記載している「物件説明書」をご覧ください。入札への参加を希望される方は、この要領の記載事項をご承知の上、申込んでください。

2 入札参加申込みの受付期間等

- (1) 受付期間 令和8年4月14日（火）～令和8年4月28日（火）
（ただし、次に掲げる閉庁日を除く。）
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
- (3) 受付場所 江田島市 産業部 商工観光課（江田島市役所本庁2階）
江田島市大柿町大原505番地
TEL 0823-43-1644
- (4) 郵送の場合 当日消印有効

3 入札参加者の資格

- (1) 入札には、個人、法人を問わず参加することができます。
ただし、次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号に該当し、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ② 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の3第1項の規定に該当する者
 - ③ 江田島市及び自らの住所・居所・所在地の市区町村税・料を滞納している者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号並びに同条第6号に該当する者（以下「暴力団等」という。）
- (2) 入札参加資格の確認のため、入札参加者の次に掲げる情報を警察当局に照会することがあります。照会の結果、入札参加者が暴力団等に該当すると判明した場合は、当該入札参加者の資格を取り消します。
 - ① 個人の場合 氏名（ふりがな）、住所、性別、生年月日
 - ② 法人の場合 法人名、代表者及び役員等の氏名（ふりがな）、住所、性別、生年月日

4 入札参加申込みの方法等

- (1) 申込方法
「一般競争入札参加申込書（様式第1号）」に必要事項を記入・押印（印鑑登録された印（実印／代表者印）を使用してください。）の上、次に掲げる書類を添付して受付場所

に提出してください。(郵送可、当日消印有効。ただし、電話、ファクシミリ及び電子メールによる申込はできません。)

(2) 申込みに必要な書類

【個人の場合】

- ア 誓約書(様式第2号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - イ 印鑑証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ウ 住民票(世帯全員の表示があるもの)・・・・・・・・ 1通
 - エ 身分証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - オ 市区町村税・料の納税証明書(滞納がない旨の証明書)・ 1通
- ※ イ～オについては、発行後3カ月以内のもの。
※ エについては、当該個人の本籍地の市区町村で取得。
※ オについては、当該個人の住所の市区町村で取得。

【法人の場合】

- ア 誓約書(様式第2号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - イ 印鑑証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - ウ 会社・法人の登記事項証明書・・・・・・・・・・・・ 1通
 - エ 市区町村税・料の納税証明書(滞納がない旨の証明書)・ 1通
 - オ 役員等一覧表(様式第3号)・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- ※ イ～エについては、発行後3カ月以内のもの。
※ エについては、当該法人の本社所在地の市区町村で取得。
※ 江田島市の入札指名業者として現在登録されている法人については、イ～オの提出を省略可能

(3) 申込に当たっての留意事項

申込に当たっては、1個人又は1法人につき1申込となります。

(4) 申込が1者であった場合、入札は行いません。この場合、江田島市が定める最低売却価格により、申込者と売買契約を締結することとします。(ただし、申込者が入札参加資格を有すると確認できた場合に限る。)

5 現地確認

売払物件の現地確認を希望する場合は、事前に市商工観光課へ電話にてご連絡ください。応募期間中に限り、日程調整のうえ随時対応します。入札に参加する者は、原則として、現地説明会に参加して、実物を確認してください。

- (1) 現地確認場所：江田島市大柿町大原505番地(江田島市役所本庁駐車場)

6 入札等の日時及び会場

(1) 入札日時

令和8年4月30日(木) 午後2時から

- ※ 入札の受付は、入札開始時刻の30分前から行います。
- ※ 入札開始時刻に遅れた場合、入札に参加できませんので、早めにご来場ください。
- ※ 駐車場が少ないので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

(2) 入札会場

江田島市役所 本庁4階会議室（江田島市大柿町大原505番地）

※ 入札室への入室は、申込者又は代理人のみとさせていただきます。

(3) 入札辞退について

- ① 入札参加申込受付期間後の入札の辞退は、原則として認めません。
- ② やむを得ず入札を辞退される場合は、必ず入札参加受付期間中に辞退届（様式第4号）を江田島市役所産業部商工観光課（江田島市役所本庁2階）に提出してください。

(4) 入札日に持参するもの

- ① 入札書（様式第5号）
- ② 筆記用具、印鑑（印鑑登録された印（実印／代表者印）。代理人による入札の場合は、委任状に押されている代理人使用印）
- ③ 委任状（代理人による入札の場合のみ。様式第6号）

(5) 契約説明会

入札終了後、引き続き同会場において、落札者に契約説明会を開催します。

7 入札手続き

(1) 入札方法等（申込者本人による入札）

- ① 入札書は、入札書（様式第5号）を使用してください。
入札書は当日配布しますが、あらかじめ記入し入札日に持参されても結構です。
- ② 入札書には、必要な事項を記入し、個人にあっては入札者の住所及び氏名（法人にあっては、入札者の所在地、法人名及び代表者氏名）を記入し、押印の上、入札を執行する市職員の指示に従って入札してください。
- ③ 入札書の押印は、印鑑登録された印（実印／代表者印）を使用してください。
- ④ 入札書の書換え、差換え、又は撤回はできません。
- ⑤ 入札書の金額欄には、消費税及び地方消費税を含めない「税抜き」額を記載してください。
- ⑥ 入札書への金額の記入は、アラビア数字を使用し、金額の頭書には「¥」を記入してください。

(2) 代理人による入札

- ① やむを得ず代理人の方が入札される場合は、委任状（様式第6号）が必要です。
- ② 委任状は、入札当日の入札開始までに受付職員に提出してください。
- ③ 委任状には、委任者の印（実印／代表者印）と受任者の使用印の両方を押印してください。この場合、入札書の押印には、委任状に押印された代理人使用印を使用してください。
- ④ 申込者本人の印（実印／代表者印）が押印された入札書により入札する場合、委任状は必要ありません。

(3) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札公告又はこの要領に違反するもの
- ② 入札書に入札者の住所、氏名の記載及び押印がないもの
- ③ 入札書に金額の記載がないもの、又は金額を訂正したもの
- ④ 入札書の金額以外の記載事項を訂正、挿入、削除したときに当該箇所に訂正印の押印がないもの
- ⑤ 所定の様式以外の入札書を使用したもの

- ⑥ 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
- ⑦ 入札額に物件の見込量を乗じた金額が最低売却価格に満たない場合
- ⑧ この要領3の入札参加者の資格に規定する、入札に参加することができない者が入札したもの
- ⑨ 入札関係書類に虚偽の記載のあるもの、又は必要な記載事項を確認できないもの
- ⑩ その他、入札者の意思が不明瞭であると認められるもの

8 落札者の決定方法等

(1) 落札決定の方法

- ① 開札は、入札後直ちに入札者の立会いの下で行い、江田島市があらかじめ定める最低売却価格以上の価額で、有効かつ最高の価額をもって入札した者を落札者とします。
 - ② 落札者が、入札参加資格の確認を要する者である場合には、当該最高価格入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。
 - ③ 入札参加資格確認の結果、落札候補者の入札参加資格が取消された場合は、当該落札候補者以外の者の内、江田島市があらかじめ定める最低売却価格以上の価額で、有効かつ最高の価額をもって入札した者を落札者とします。
 - ④ 落札者となる同価額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引いていただき、落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札に関係のない市職員がくじを引くこととします。
 - ⑤ 開札又はくじ引きの後、落札者が決定した場合は、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいない場合はその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。
- (2) 入札結果（落札の有無、落札金額、落札者の名称）については、公表することがあります。
- (3) 落札者は、落札したことについての権利を、他者に譲り渡すことはできません。
- (4) 万一落札者が契約を締結しない場合、入札額第2位の者を新たな落札者とします。

9 売買契約の締結

(1) 売買契約の締結は、次の日時及び場所で行う予定です。

- ① 日時 令和8年5月12日（火）午後1時から
- ② 場所 江田島市役所 本庁2階 商工観光課（江田島市大柿町大原505番地）
TEL 0823-43-1644

※ 当日落札者の都合により変更を希望する場合は、事前にお知らせください。
また、市の都合で変更する場合があります。

(2) 契約時に必要なもの

印鑑（実印／代表者印）。

10 売買代金の納付方法

- (1) 売買代金については、市が発行する納入通知書により市が指定する日までに納付するものとしてします。
- (2) 売買代金の納付確認後に、売却物件及び自動車検査証等を引渡します。

※ 売買代金を契約締結日までに納付できない場合、契約保証金（契約金額の100分の10に相当する額）が必要となります。

11 物件の引渡し期限及び場所

- (1) 日時
令和8年5月15日（金）午後1時
- (2) 場所
江田島市役所駐車場
- (3) 付帯条件
 - ア 落札者は、落札者の負担で物件の運搬等を行ってください。
 - イ 入札条件は現状有姿での引渡しとし、引渡し後の補償は一切行いません。
 - ウ 落札者は、物件引渡しの際に「物品受領書（様式第7号）」を提出するものとします。

12 名義変更等

- (1) 落札者は、落札者の費用負担により、物件引渡し後2週間以内に、抹消登録又は名義変更（移転登録）等の必要な手続きを行い、それを証明する書類を提出するものとします。
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書については、現契約の解約処理を行った上で、適切に処理するものとします。
- (3) 抹消登録に伴う重量税等の還付金が発生した場合は、落札者の受取とします。

13 売買契約に係る特約事項

- (1) 禁止用途等
落札者は、売買物件を次に掲げる用途に使用し、また、これらの用途に使用されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはいけません。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途（ただし、所有権移転の日から10年間に限る。）
- (2) 実地調査等
 - ① 江田島市は、禁止用途に関する履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、落札者に報告若しくは資料の提出を求めることができるものとします。
 - ② 落札者は、正当な理由なく、①の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(3) 違約金

落札者が、禁止用途に関する特約事項に違反した場合は、売買代金の100分の30に相当する額。実地調査等に関する特約事項に違反した場合は、売買代金の100分の10に相当する額の違約金を江田島市に支払っていただきます。

14 その他の留意事項

売買物件の移動等に係る費用、契約に要する費用等は、全て落札者が負担するものとします。売買物件の活用に当たっては、法令等の規制を遵守しなければなりません。

15 質問及び回答

売買物件に関する問い合わせは、文書・FAX又はメールで行ってください。(電話は不可。様式は自由とします。)

質問の受付期限は、令和8年4月21日(火)午後5時までです。

FAX 番号：0823-57-4432

メール：kankou@city.etajima.lg.jp

質問に対する回答は、令和8年4月24日(金)午後5時までに市ホームページで公開します。

16 収入印紙税額について

売買契約書に貼付する収入印紙の税額は、次のとおりです。

契約金額(売買代金)	印紙税額
10万円を超え50万円以下	200円
50万円を超え100万円以下	500円
100万円を超え500万円以下	1千円
以下略	

○ 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させることができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四條の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（一般競争入札のくじによる落札者の決定）

第六十七條の九 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第二百三十八條の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

物件調書【物件番号1】

1 登記事項等証明書の記載内容等

自動車登録番号	広島 200 さ 527	登録年月日	平成 17 年 1 月 5 日
初年度登録	平成 16 年 6 月	自動車の種別	普通
用途	乗合	自家用車・事業用の別	自家用
車体の形状	キャブオーバー	車名	ニッサン
型式	KK-BHW41	乗車定員	29 人
車両重量	3620 kg	車両総重量	5215 kg
車台番号	BHW41-021559	原動機の型式	TD42
長さ	699 cm	幅	206 cm
高さ	263 cm	総排気量	4.16L
燃料の種類	軽油	前前軸重	1880 kg
後後軸重	1740 kg	自動車検査証有効期限	令和 8 年 7 月 17 日

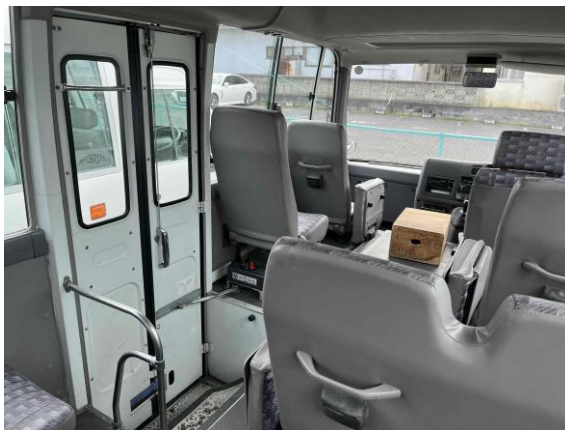
2 基本情報

ミッション	マニュアル	ハンドル	右ハンドル
車体の色	白	走行距離 (R7.7.18 時点)	96,600 km
車両の公開・保管場所	江田島市大柿町大原 505 番地 (江田島市役所駐車場)		
最低売却価格 (税別)	409,091 円		

3 その他

<ul style="list-style-type: none"> ・車体や看板灯にペイント、シール貼付けがしてありますが、本市では一切の手直しはいたしません。施設名等の固有名詞は削除した上で、利用を開始してください ・この車両は、令和8年3月31日までUminos (宿泊施設) の送迎車両として運行していました。 ・車両及び装備は、現状有姿引渡しとします。引渡し後、車両に関する不適合を発見した場合、本市は一切の責任は負いません。 ・本市では車両の運搬等を行いません。よって、引渡し場所からの運搬及び権利移転 (永久抹消、リサイクル預託金等を含む。) に伴う一切の費用は落札者の負担と責任において行ってください。 ・引渡しされた車両は、いかなる理由があっても返品できません。 ・車両の状況等については、公開時に、申込人本人又は申込人が指定する者が実物を確認してください。
--

4 写真



物件調書【物件番号2】

1 登記事項等証明書の記載内容等

自動車登録番号	広島 200 さ 1026	登録年月日	平成 21 年 11 月 26 日
初年度登録	平成 21 年 11 月	自動車の種別	普通
用途	乗合	自家用車・事業用の別	自家用
車体の形状	キャブオーバー	車名	日野
型式	PDG-XZB50M	乗車定員	29 人
車両重量	3420 kg	車両総重量	5015 kg
車台番号	XZB50-0003960	原動機の型式	N04C
長さ	699 cm	幅	203 cm
高さ	258 cm	総排気量	4.00L
燃料の種類	軽油	前前軸重	1790 kg
後後軸重	1630 kg	自動車検査証有効期限	令和 8 年 7 月 29 日

2 基本情報

ミッション	マニュアル	ハンドル	右ハンドル
車体の色	白	走行距離 (R7.7.18 時点)	63,100 km
車両の公開・保管場所	江田島市大柿町大原 505 番地 (江田島市役所駐車場)		
最低売却価格 (税別)	772,728 円		

3 その他

<ul style="list-style-type: none"> ・車体や看板灯にペイント、シール貼付けがしてありますが、本市では一切の手直しはいたしません。施設名等の固有名詞は削除した上で、利用を開始してください。 ・この車両は、令和8年3月31日までUminos (宿泊施設) の送迎車両として運行していました。 ・車両及び装備は、現状有姿引渡しとします。引渡し後、車両に関する不適合を発見した場合、本市は一切の責任は負いません。 ・本市では車両の運搬等を行いません。よって、引渡し場所からの運搬及び権利移転 (永久抹消、リサイクル預託金等を含む。) に伴う一切の費用は落札者の負担と責任において行ってください。 ・本車両は、現時点においてエンジンが始動しない状態です。引渡し時においても始動を保証するものではありません。よって、自走による搬出はできない可能性があります。搬出にあたっては、ジャンプスターター、外部電源、積載車 (キャリアカー) 等の必要な機材を落札者の負担と責任において準備してください。 ・引渡しされた車両は、いかなる理由があっても返品できません。 ・車両の状況等については、公開時に、申込人本人又は申込人が指定する者が実物を確認してください。

4 写真

